

大山町告示第123号

公募による企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案者を随意契約の相手方の候補とする手続き（公募型プロポーザル方式）を実施するので、次のとおり公告する。

令和4年6月27日

大山町長 竹口 大紀

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

町内事業者連携事業業務委託

(2) 業務内容

仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和4年8月29日から令和5年3月10日まで（予定）

(4) 予算上限額

1,550,000円（取引に係る消費税及び地方消費税含む）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであり、上記の予算上限額を超えてはならない。

2 参加資格要件

- (1) 大山町建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（平成18年大山町告示第58号）による指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 大山町暴力団排除条例（平成25年3月15日条例第14号）に定める暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団密接関係者と認められる者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生手続開始の申立ての手続をしている団体でないこと。
- (5) 当該団体又はその代表者が、国税又は地方税を滞納している団体でないこと。
- (6) 当該団体又はその代表者が、大山町税を滞納している団体でないこと。
- (7) 本社又は支社等が鳥取県内に所在すること。

3 業務委託者の選定方法

提出された企画提案参加申出書等により参加資格審査を行い、企画提案参加事業者を選定する。次に、選定された事業者からの企画提案書についてプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、契約候補者を選定する。

審査により決定した契約候補者と契約交渉を行い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を締結する。

なお、主な日程は次のとおりである。

項目	日程(期限)
募集公告の期間	令和4年6月27日(月)から令和4年7月25日(月)
参加意向申出書受付期間	令和4年6月27日(月)から令和4年7月25日(月)
参加資格確認結果通知	令和4年8月8日(月)
企画提案書受付期間	令和4年8月8日(月)から令和4年8月19日(金)
プレゼンテーション及び ヒアリング審査	令和4年8月26日(金)(予定)
選定結果通知日	令和4年8月29日(月)(予定)

4 参加申込の手続き

(1) 実施要領等の交付

令和4年6月27日(月)から令和4年7月25日(月)までに、担当部署又は大山町ホームページから実施要領等の交付を受けること。

ただし、担当部署での交付は、役場業務時間内とする。

(2) 参加意向申出書等の受付

令和4年6月27日(月)から令和4年7月25日(月)まで企画提案参加申出書等を担当部署で受け付ける。ただし、役場業務時間内とする。

なお、郵送の場合は、必ず配達されたことが証明できる方法で行うこと。

(3) 担当部署

〒689-3211 鳥取県西伯郡大山町御来屋328番地

大山町役場 企画課

電話0859-54-5202(直通)

5 関係資料

この公告に付随する関係書類は次のとおりである。

(1) 町内事業者連携事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

(2) 企画提案参加申出書(様式1)

- (3) 会社概要書（様式2）
- (4) 質問・回答書（様式4）
- (5) 町内事業者連携事業業務委託仕様書
- (6) 町内事業者連携事業業務委託公募型プロポーザル企画提案書作成要領

※なお、上記（1）から（6）の書類は、次のURLからダウンロードすることができる。

【大山町ホームページ】（URL）<https://www.daisen.jp/>

6 その他

本業務への参加予定者は、必ず実施要領等を確認すること。